

第6章 方法書に対する意見及び事業者の見解

6.1 方法書の公告・縦覧

山形県環境影響評価条例第7条の規定に基づき、下記のとおり公告及び縦覧を行った。

公告年月日	令和3年7月1日（木）
公告の方法	山形市、上山市の広報誌への掲載 山形市役所庁舎、コミュニティセンター前掲示板 山形市ホームページへの記載 上野地区（山形市）、小倉・権現堂・棚木・足ノ口地区（上山市）住民へ ちらし回覧
縦覧期間	令和3年7月2日（金）から令和3年8月2日（月）まで
縦覧時間	土曜・日曜・祝祭日を除く 8時30分から17時15分まで
縦覧場所	山形市役所10階廃棄物指導課（山形市） 上野最終処分場（山形市） 上山市役所1階市民生活課（上山市） 山形市ホームページ
意見書提出期限	令和3年7月2日（金）から令和3年8月16日（月）まで
意見書の提出方法	山形市へ郵送・持参・メール

6.2 方法書に対する意見書の意見の概要

方法書に対する意見書は提出されなかった。

6.3 方法書に対する知事の意見

山形県環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく方法書について環境の保全の見地からの意見は次のとおりである。

1. 全般的事項

(1) 総論

- ① 事業を進めるにあたっては、地域住民や団体等へ積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、事業に係る意見や要望等には真摯に対応し、住民との相互理解のもとで事業を実施すること。
- ② アセス図書の作成にあたっては、文中で理解しやすく明確に記載するとともに、数値等の誤りや記載漏れが無いよう留意すること。

(2) 事業計画について

- ① 既存処分場との累積的な影響については、評価項目ごとに考え方を整理のうえ、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を実施すること。
また、環境への影響予測にあたっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、最新の知見及びデータを使用すること。

- ② 集中豪雨による自然災害が懸念されることから、水処理施設等の対応策を準備書で明示するとともに、災害対応に万全を期すこと。

また、対象事業実施区域周辺は、火山碎屑物が堆積した脆い土質であり、酢川の溪岸浸食や埋立量の増加による、地すべりの可能性が懸念されることから、埋立後の安定性については十分検討すること。

2. 個別事項

(1) 大気、水、土壌、その他の環境について

水質については、流入先の河川が一番影響を受ける条件が一番厳しいときをベースにして、調査、予測及び評価を行うこと。

また、地域住民に対して評価結果の説明を丁寧に行うこと。

(2) 植物、動物及び生態系について

対象事業実施区域及びその周辺における、カラスやイノシシ等の野生動物の生息状況を把握し、周辺住民へ鳥獣被害が生じないよう対策を講じること。

(3) 景観、ふれあい活動の場、地域及び文化について

対象事業実施区域の近隣には、蔵王国定公園等の自然景観資源や、多くの人が利用するレクリエーション施設が所在することから、環境保全措置の実施に際しては、自然景観や文化的景観及び観光資源に調和した事業計画とすること。

6.4 方法書に対する意見についての事業者の見解

環境の保全の見地からの山形県知事の意見についての事業者の見解を表 6-1 に示す。

表 6-1(1) 山形県知事意見に対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解	評価書のページ
1 全般的事項 (1) 総論 ① 事業を進めるにあたっては、地域住民や団体等へ積極的な情報提供や丁寧な説明を行うとともに、事業に係る意見や要望等には真摯に対応し、住民との相互理解のもとで事業を実施すること。	地域住民と山形市において設けている協議会等を通じ、丁寧に情報提供や説明を行います。 また、事業に係る意見や要望等には真摯に対応し、地域住民との相互理解のもとで事業を実施します。	—
② アセス図書の作成にあたっては、文中で理解しやすく明確に記載するとともに、数値等の誤りや記載漏れが無いよう留意すること。	アセス図書の作成にあたっては、文中で理解しやすく明確に記載するとともに、数値等の誤りや記載漏れが無いよう留意します。	—
(2) 事業計画について ① 既存処分場との累積的な影響については、評価項目ごとに考え方を整理のうえ、調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を実施すること。 また、環境への影響予測にあたっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、最新の知見及びデータを使用すること。	周辺の既存処分場との累積的な影響については、周辺処分場が稼働している中で現地調査を実施することから、現地調査結果には累積的な影響が内包されるものと判断しております。 また、環境への影響予測にあたっては、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、入手可能な範囲で最新の知見及びデータを使用します。	—
② 集中豪雨による自然災害が懸念されることから、水処理施設等の対応策を準備書で明示するとともに、災害対応に万全を期すこと。 また、対象事業実施区域周辺は、火山砕屑物が堆積した脆い土質であり、酢川の溪岸浸食や埋立量の増加による、地すべりの可能性が懸念されることから、埋立後の安定性については十分検討すること。	集中豪雨による自然災害に対して、水処理施設等での対応策を検討し、準備書に災害対応を記載します。 また、環境要素の区分のうち、地形及び地質に土地の安定性を追記し、埋立て後の安定性について、予測及び評価を行います。	P10-8 10.3.2 集中豪雨による自然災害に対する水処理施設等での対応策検討の経緯及びその方法 P10.3-1～P10.3-33 10.3.1 地形及び地質

表 6-1 (2) 山形県知事意見に対する事業者の見解

知事意見	事業者の見解	評価書ページ
2 個別事項 (1) 大気、水、土壌、その他の環境について 水質については、流入先の河川が一番影響を受ける条件が一番厳しいときをベースにして、調査、予測及び評価を行うこと。 また、地域住民に対して評価結果の説明を丁寧に行うこと。	最終処分場設置の工事に伴う水質（水の濁り）の影響については、降雨後の現地調査結果のうち、最大値をバックグラウンドとして用いて予測及び評価を行います。 浸出水処理施設の稼働に伴う水質の影響については、流入先の河川が一番影響を受ける条件が一番厳しいときをベースにして、調査、予測及び評価を行います。 また、地域住民に対して評価結果の説明を丁寧に行います。	P10. 2-1～P10. 2-21 10. 2. 1 水質
(2) 植物、動物及び生態系について 対象事業実施区域及びその周辺における、カラスやイノシシ等の野生動物の生息状況を把握し、周辺住民へ鳥獣被害が生じないよう対策を講じること。	動植物の現地調査は、四季を通じ対象事業実施区域及びその周囲における現況を把握できるように実施します。 また、カラス等の鳥獣被害対策については、環境保全措置に記載します。	P10. 4-1～P10. 5-149 10. 4 植物 10. 5 動物 P11-96 11. 3. 3 カラス等の鳥獣被害対策検討の経緯及びその方法
(3) 景観、ふれあい活動の場、地域及び文化について 対象事業実施区域の近隣には、蔵王国定公園等の自然景観資源や、多くの人が利用するレクリエーション施設が所在することから、環境保全措置の実施に際しては、自然景観や文化的景観及び観光資源に調和した事業計画とすること。	事業計画に際しては、文献及び現地調査結果を鑑み、必要に応じ、自然景観や文化的景観及び観光資源に配慮した環境保全措置を記載します。	P11-6 11. 2. 8 景観 11. 2. 9 ふれあい活動の場 11. 2. 10 地域及び文化